

令和4年度 集団指導で寄せられた質問・回答

サービス種別	集団指導に対する質問	回答	根拠法令
1 居宅介護支援	<p>「給付に関する事項」32ページ目、 6.福祉用具貸与の軽度者申請について（3）提出期限 新規申請、更新、区分変更中の場合・・・認定日から1カ月以内 とありますが、新規申請の場合は、福祉用具貸与開始日がまちまちなので、認定日から1カ月以内というのは、いかがなものでしょうか？</p>	<p>ここでいう新規申請とは、新規介護認定申請と同時、あるいは新規介護認定結果を受けての、軽度者申請を指しています。この場合は認定日から1か月以内に申請をしていただくことで、認定有効期間の初日以降の貸与開始日（サービス担当者開催日）からの軽度者貸与が可能です。 新規介護認定を受けて一定期間経過後に軽度者申請を行う場合は、認定有効期間中になりますので、申請書類の提出期限は貸与開始日（サービス担当者開催日）から1か月以内です。</p>	
2 共通	<p>「介護保険サービスにおける事故発生時の報告について」6ページ目下段、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」についての内容で、「新型コロナウイルス感染症 令和5年5月8日までの予定」と記載されていますが、5類へ変更後、報告を要する「症状・人数」についてどのように変更となるのでしょうか。</p>	<p>5月8日以降は季節性インフルエンザ同様、5類感染症の「定点把握」に該当します。そのため1名ごとの報告ではなく、集団発生時に事故報告の対象とする場合があります。杉並区では、当面の間、陽性者が3名以上発生したら報告の対象、といたします。</p>	
3 居宅介護支援	<p>給付に関する事項8ページについて、 1.目標設定期間を延長する場合、“軽微な変更”に該当するのでしょうか。 2.“軽微な変更”に該当する場合、サービス担当者会議を意見照会で行うことができるという解釈で良いのでしょうか。</p>	<p>1. 以下の手順を行ったうえで、介護支援専門員が目標期間の延長と判断する場合は、軽微な変更と該当すると考えます。その際には軽微は変更とした根拠を記録（5表など）に残してください。 ① モニタリングで目標の達成状況を確認(目標の適切性・未達成の原因を踏まえる)して評価する ② アセスメントで課題の変化の有無を確認する ③ 変化がないことをサービス事業者に合意を得る 2・軽微な変更とする場合には、サービス担当者会議の開催は必ずしも必要ではありません。ただし、サービス担当者会議の開催の必要がある場合には、必ずしもすべての事業所を招集する必要はなく、照会等により意見を求めることで良いと想定されます。</p>	
4 居宅介護支援	<p>「実地指導における主な指摘事項（ケアマネジメント編）」スライド38ページ目、 「居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、その妥当性を、当該居宅サービス計画に福祉用具が必要な理由を記載するとともに・・・」とありますが、この「当該居宅サービス計画」とは『第4表・サービス担当者会議の要点』という解釈でしょうか。それとも『第2表』の「サービス内容」に記載するのでしょうか。</p>	<p>基準では「必要な理由を居宅サービス計画に記載しなければならない」とあります。また、老企第29号では「福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由」を第2表に記載、または別葉に記載しても差し支えないとありますので、第2表又は第4表等に記載するものと考えます。</p>	